

事務室が担当する支援制度の概要【令和5年度・沖工版】

沖縄県では学校生活を支援するため、教育に係るさまざまな経済的負担軽減制度があります。概要を案内しますので参考にしてください。ご不明な点等、詳細は学校事務室へお問い合わせください。

① 高等学校等就学支援金（授業料負担軽減）

<制度内容> 支援を受けることで生徒が高等学校に納めるべき **授業料(月額 9,900 円)が実質無償** となる制度です。支援を受けるには申請が必要で、沖縄県教育委員会による認定を受ける必要があります。

<支給対象> 下記の所得制限を満たす場合に支援を受けることができます。

保護者等の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」の合計額が 304,200 円未満

<申請時期> 毎年6月頃が申請時期となっており、毎年この時期に全生徒へ案内します。ただし、新入生については入学時と6月頃の2回申請が必要です。

② 高等学校等就学支援金（家計急変）（授業料負担軽減）

<制度内容> 支援を受けることで生徒が高等学校に納めるべき **授業料(月額 9,900 円)が実質無償** となる制度です。支援を受けるには申請が必要で、沖縄県教育委員会による認定を受ける必要があります。

<支給対象> 上記の就学支援金の支給要件を満たさず就学支援金による支援を受けることができない生徒で、保護者等が負傷・疾病等で勤務できない場合や雇止め、出産育児等自己の責めに帰することのできない理由による離職した場合等、対象となる家計急変事由となった場合に申請することができます。

<申請時期> 申請希望の方は学校事務室まで連絡ください。申請のあった日以前に遡って申請することはできませんので該当する場合は早めに連絡下さい。

③ 奨学のための給付金（教育費負担軽減）

<制度内容> 返還不要の給付金の支給 を受けることができる制度です。似たような制度で奨学金がありますが全く別物です。支援を受けるには申請が必要で、沖縄県教育委員会による認定を受ける必要があります。

<支給対象> 住民税所得割額が非課税世帯または生活保護受給世帯が申請できます。

<申請時期> 毎年7月頃が申請時期となっており、毎年この時期に全生徒へ案内します。

④ バス・モノレール通学費支援（教育費負担軽減）

<制度内容> 自宅から学校までの **バス・モノレールでの通学費を無料** にできる制度です。支援を受けるには申請が必要で、沖縄県教育委員会による認定を受ける必要があります。

<支給対象> 住民税所得割額が非課税の世帯や児童扶養手当等の受給世帯などが申請できます。

<申請時期> 随時申請できます。申請希望の方は学校事務室で申請書類をお受け取りください。毎月5日までに学校に書類を提出していただき、認定を受けると、翌月1日から利用可能なオキカ等を交付します。

⑤ 遠距離等通学費による通学費支援（教育費負担軽減）

<制度内容> 自宅から学校までの**バス・モノレール通学費が高額となる世帯へ一部補助** がうけられる制度です。支援を受けるには申請が必要で、沖縄県教育委員会による認定を受ける必要があります。

<支給対象> 所得要件や通学定期券及び通学回数券の1ヶ月あたりの利用額が15,000 円を超える世帯、他の通学費支援を受けていない世帯が申請できます。*上記④通学費支援をうけていない世帯になります。

<申請時期> 申請時期があります。申請希望の方は学校事務室までご連絡下さい。

[お問い合わせ先] 沖縄工業高校事務室 担当 野原・比嘉 TEL:098-832-3831